

コンテンツのネット利用調整制度 のあり方について(案)

2008/Dec/5

コンテンツ学会ネット利用調整制度PT事務局

<議論の出発点>

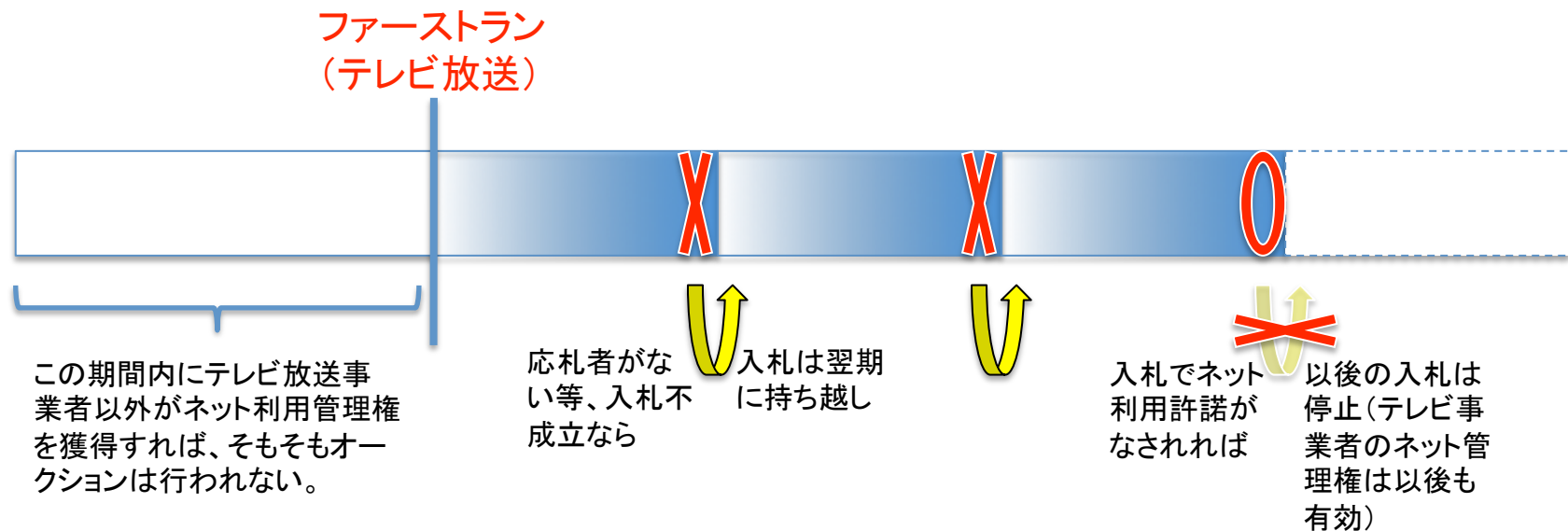
1. インターネット上で生じる様々な異常利用は、コンテンツのインターネット上での利用機会を消費者に与えないコンテンツ関連産業界の態度によって生じているのではないか。
2. 上記の態度は、あらゆるコンテンツの中でもテレビ番組コンテンツについて顕著である。その背景には、テレビ産業に於いて、番組コンテンツに関する著作権及びその他の権利のワンチャンス処理が完全でないことがあるのではないか。インターネット上での収益化が模索段階にある中、事後的にこうした権利を処理できるとは考えにくい。
3. 上記目的を達成するため、テレビ番組コンテンツに関する諸権利を、個別の交渉無しに一本化するルールの創設(「テレビ番組コンテンツに関するネット利用調整法」。以下、単に「調整法」という)が必要ではないか。

<「調整法」の考え方>

1. 単独でテレビ番組コンテンツを他者にインターネット上で利用させる権利(許諾権。以下、「ネット利用管理権」という。)をテレビ放送事業者に設定する。
2. テレビ放送事業者に権利集約をおこなう措置とバランスをとるため、関係者への収益配分基準を設定する。
3. テレビ放送事業者が許諾権を行使しないことを想定し、準入札的な手法を採り入れた強制許諾制度(以下、「準オークション制度」という)を導入する。
4. ネット利用管理権から派生した消費者の利用については、ライセンス条項として、「フェアユース」にかかわらず、適正な利用者の自由利用範囲の拡大を規定する。
5. 以上の措置は業界慣行が定着するまでの過渡的なものであることから、あくまで時限立法とし、適切な時期の制度廃止を期待する。

<「準オークション制度」について>

1. ファーストラン(テレビ放送)時までにはテレビ放送事業者以外の者にネット利用管理権設定がなされることを期待する。
2. ファーストラン時までにはネット利用権処理ができていない場合、ファーストラン時を基準に一定期間内に入札を行う。応札者の中で最も条件がよい者にネット上の利用を許諾しなければならない。
3. 応札者がいない場合は、また引き続き一定期間内入札を行う。応札者が出るまでこれは繰り返される。



＜「調整法」と「ネット法」の違い #1＞

ネット法： 収益配分規定なし。収益の公正配分は、ネット権設定時に許認可によって担保。

調整法： ネット権設定の許認可規定なし。収益の公正配分水準を外部から挿入し、これに従った収益配分を義務づけ。



- ネット権の有無でテレビ事業者間に競争上のバイアスがかかることを回避する。
- 権利集約を義務づけると、これにより権利を得る者と集約され事実上権利を失う者の間で条件調整が起きえなくなるため、外部から収益配分基準を挿入する調整を行う。
- 利益配分水準は、経団連ルールを暫定的に使用。以後は定期的に改訂する。

<「調整法」と「ネット法」の違い #2>

ネット法： 強制許諾制度なし。(後に、非公式に、一定条件を満たす申し込みに対する強制許諾制度の可能性が示唆されるも、「一定条件」の内容についての言及無し)。

調整法： 準オークション制度に基づく強制許諾制度を導入。



- コンテンツの価格やその他の条件を法制度で一律に定めることで、制度と市場が乖離することを強く懸念。
- 準オークション制度で市場価格に基づく許諾を促しつつ、同時にネット管理権者の出し惜しみと、利用者の買い控えを一挙に抑止。
- 権利制限ではなく強制ライセンス条項として、「フェアユース」又はそれに準ずる利用者の自由利用範囲の拡大を盛り込む。